

第201500148836号  
平成28年2月3日



一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会会長 様

鳥取県生活環境部循環型社会推進課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長及び産業廃棄物課長から、別添  
写しのとおり通知がありました。

ついては、御承知いただくとともに、貴会員への周知に御協力くださいますようお願いいたします。  
(担当：廃棄物指導担当 牧野／電話：0857-26-7684)

## 記

### 1 改正の趣旨

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、廃水銀等を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に指定し、その処理基準及び保管基準について定めたもの。

### 2 改正概要

#### (1) 廃水銀等の特別管理一般廃棄物への指定

水銀使用製品が廃棄物となったものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したものを特別一般廃棄物に指定した。なお、一般家庭から出た水銀使用製品は該当しない。

#### (2) 廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定

以下の廃水銀等について特別管理産業廃棄物に指定した。

ア 特定の施設において生じた廃水銀等（封入されたものを除く）

例：水銀使用製品の製造の用に供する施設、試験研究機関

イ 水銀が含まれる産業廃棄物及び水銀使用製品等が産業廃棄物になったものから回収した廃水銀

ウ 廃水銀等を処分するために処理したもの（例：硫化したものと及び固化したもの）

#### (3) 廃水銀等の処理基準及び保管基準の追加

ア 収集運搬に係る処理基準

密閉できること等の構造を満たす運搬容器に収納して運搬すること。

イ 積替え又は保管に係る基準

容器に入れ密閉等の措置、高温にさらされない措置及び腐食防止措置を実施すること。

ウ 事業場の保管場所における特別管理産業廃棄物の保管基準

上記イと同様の措置を講ずること。

(4) その他留意事項

ア 施行後に廃水銀等を扱う場合、新規許可若しくは変更許可が必要となること。

イ 排出事業場では管理責任者の設置が必要となること。

3 施行期日

水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日